

## 社会福祉法人群馬県三友会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人群馬県三友会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員等の区分)

第2条 役員等については、勤務実態に応じて、次のとおり区分する。

- (1) 常勤役員等 別に定める法人業務運営に係る常務理事及び理事（ただし、本部長並びに施設長である者）
- (2) 非常勤役員等 理事長、理事、監事及び評議員

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、理事長については、第5条第2号によるものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、給与規定第12条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 第3条に定めるところにより、理事長にあつては、退職手当を支払うことができるものとし、別表3の算式に基づくものとする。
- (3) 非常勤役員等が理事会等に出席したとき、又は職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(法人職員給与との併給)

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給は、給与規程に準じる。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2 社会福祉法人群馬県三友会本部規定(平成15年4月1日制定)第3条業務執行費用弁償等の別表のうち理事長業務、理事・監事業務、評議員業務及び常務理事の報酬に係る額については、廃止する。

3 平成29年9月5日一部改正

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
常務理事	ただし、第6条に基づき報酬は支給しない。
理事	ただし、第6条に基づき報酬は支給しない。

別表2 (常勤役員等の賞与)

賞与	ただし、第6条に基づき賞与は支給しない。
----	----------------------

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

<p>最終報酬月額×在任年数×係数</p> <p>係数については、在任期間1年以上5年未満の場合は1.0、在任期間5年以上10年未満の場合は1.1、在任期間10年以上の場合は1.2とする。</p> <p>ただし、施設長にあつては給与規程により、また本部長にあつては本表算定式の見最終報酬月額を組織及び運営に関する規程施行細則の職務手当に読み替えて別途支給する。</p>
--

別表4 (非常勤役員等の報酬)

## (1) 評議員

用務	日額
評議員会への出席	5,000円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	5,000円

## (2) 理事

## ア 理事長

用務	日額
理事長業務	20,000円 ただし、月額80,000円の範囲

イ 理事

用 務	日 額
理事会への出席	5,000円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

用 務	日 額
理事会、評議員会への出席	5,000円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	5,000円 ただし、監査の場合は、 25,000円

別紙

## 役員報酬等の総額について

社会福祉法人群馬県三友会定款第23条において評議員会において別に定める各年度における役員等の総額については、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員については、役員等報酬規程第6条に定めるところによるものとする。
- (2) 非常勤役員については、理事に対しては、1,600,000円、監事に対しては、500,000円とする。

平成29年9月5日 第2回評議員会において承認